

# 学校における食育の必要性

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、子どもの食生活の乱れや健康に関して懸念される事項、例えば、偏った栄養の摂取や生活習慣病の低年齢化等が指摘がされ、望ましい食習慣の形成は、国民的な課題となっています。

今回、新学習指導要領の総則の中でも「食育の推進」が明記されました。また、改正学校給食法でも目的が「栄養改善」から「食育の推進」へと変わっています。

このようなことから、学校においても、児童生徒に、食に関する知識や実践的な態度を身に付けさせ、望ましい食習慣の形成を図る必要があるのです。

## 食育に関わる国や県の動き

### 食育基本法（平成17年7月）

「食育」を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける。

### 食育推進基本計画（平成18年3月）

6月を食育月間、毎月19日を食育の日として設定。

平成22年度までの数値目標として子どもの朝食欠食を0にする。 等

### 熊本県食育推進計画（平成18年3月）

学校教育全体を通じた食育の推進

朝食欠食率0%、学校給食における地場産物の活用率60% 等

### くまもと地産地消推進県民条例（平成21年3月）

### 新学習指導要領の移行措置による実施（平成21年4月）



## 学校における食育推進の考え方

食育基本法前文では、特に子どもの食育について「…子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」と規定されています。

一方、学習指導要領総則では、「特に、学校における食育の推進並びに…については、体育科（保健体育科）の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」とされています。

学校では、児童生徒が食に関する知識や能力等を発達の段階に応じて総合的に身に付けることができるよう、各教科等における個々の食に関する指導を教科横断的な指導として関連付け、学校教育全体で進めていくことが必要です。

そこで、文部科学省では、下のような「食に関する指導の目標」を設定しています。

学校においては、これらの目標の達成に向け、学校給食を教材として活用しながら学校教育活動全体を通じて総合的に推進することが求められています。

### 【食に関する指導の目標】※（ ）内は目標に沿った観点

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。（食事の重要性）
- 心身の成長や健康の保持増進のうえで望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。（心身の健康）
- 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。（食品を選択する能力）
- 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。（感謝の心）
- 食事のマナーや食事に通じた人間関係形成能力を身に付ける。（社会性）
- 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。（食文化）